

【記入例】※次ページの「(別紙3) 支出内訳書」と合わせてご覧ください。

(別紙4)【様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を記入してください。

収益納付に係る報告

補助事業者が、以下①～④の前提で、収益納付対象となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の記載例を記入しています。

<前提条件>

①機械装置(対象経費:30万円(E))を購入した。

②当該機械装置で原価等(対象外経費:40万円)をかけて、新商品を生産した。

③補助事業終了日までに79万円を売り上げた。

④機械装置を購入したほか、収益納付対象にならない新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補助対象経費合計額は75万円(B)であった。

2019年3月28日付けをもって交付決定の通知書
補助事業の実施期間内における事業化等の状況について
付要綱<平成30年7月豪雨対策型・追加公募分>第
おり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化
2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
3. その他補助事業の実施により発生した収益

有
有
有

無
無
無

(単位:円)

| 計画名 | 補助金額 (A) | 補助対象経費 (B) | 補助事業に係る収益額 (C) | 収入額(D) 除外額(E) | 納付額(F) |
|------------------------------|-----------------|---------------|--|--|------------|
| 新商品Aの製造・ 販売による販路開 拓の実現 | 500,000円 (A) | 750,000円(B) | 390,000円(D) -300,000円(E) =90,000円(C) | 収入額 790,000円(売上高) -400,000円(製造原価等) =390,000円(D) 除外額 300,000円(E) | 60,000円(F) |

【記載注意事項】

(1) 1. ~3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、上記欄への記入は不要。

(2) 「補助金額(A)」は、別紙3の支出内訳書に記載の補助金額をいう。

(3) 「補助事業対象経費(B)」とは、別紙3の支出内訳書に記載の補助対象経費合計をいう。

(4) 「補助事業に係る収益額(C)」とは、補助事業期間における当該事業の収益額をいう。

(5) 「除外額(E)」とは、別紙3の補助対象経費をいう。

収益額(C) = 補助事業の収入額(D) - 除外額(E)

なお、(C)がゼロまたはマイナスの場合には、(C)にゼロと記載する。

(6) 納付額(F) = 収益額(C) × 補助金額(A) / 補助対象経費(B)

なお、収益があがっていない場合には、(F)にゼロと記載する。

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

【参考：「収益納付報告書」記入例との関連】

(別紙3)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名：株式会社持続化商店

番 号： 99999

(単位：円)

| 経費区分 | 補助対象経費 |
|--|-------------|
| 1. 機械装置等費 | (E) 300,000 |
| 2. 広報費 | 450,000 |
| 3. 展示会等出展費 | 0 |
| 4. 旅費 | 0 |
| 5. 開発費 | 0 |
| 6. 資料購入費 | 0 |
| 7. 雑役務費 | 0 |
| 8. 借料 | 0 |
| 9. 専門家謝金 | 0 |
| 10. 専門家旅費 | 0 |
| 11. 車両購入費 | 0 |
| 12. 設備処分費 | 0 |
| 13. 委託費 | 0 |
| 14. 外注費 | 0 |
| 補助対象経費合計 (上記1.~14.の合計) | (B) 750,000 |
| (1) 補助対象経費合計の 3分の2の金額 (円未満は切り捨て) | 500,000 |
| (2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額) | 500,000 |
| (3) 補助金額 (1) または (2) のいずれか低い額 | (A) 500,000 |
| (4) 収益納付額 (控除される額) | (F) 60,000 |
| 交付を受ける補助金額 (精算額) (3) - (4) | 440,000 |

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。

(別紙4の納付額 (F) に記載がある場合は、「収益納付額 (控除される額)」の欄に、別紙4の納付額 (F)

を記入)

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。